

平成十八年十二月八日提出
質問第二二四号

痴漢等を行って処分された外務省職員に対する人事に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

224

痴漢等を行つて処分された外務省職員に対する人事に関する質問主意書

一 現職の外務省職員の内、痴漢、盗撮を行ったことが発覚し、国家公務員法もしくは外務省内規の処分を受けた者の人数を明らかにされたい。

二 現職の外務省職員の内、万引き、窃盗を行ったことが発覚し、国家公務員法もしくは外務省内規の処分を受けた者の人数を明らかにされたい。

三 現職の外務省職員の内、飲酒運転（酒気帯び運転を含む）を行ったことが発覚し、国家公務員法もしくは外務省内規の処分を受けた者の人数を明らかにされたい。

四 現職の外務省職員の内、交通事故で他人を死に至らしめた者の人数を明らかにされたい。

五 四の中で国家公務員法もしくは外務省内規によるいずれの処分も受けていない者がいるか。

六 四の中で飲酒運転（酒気帯び運転を含む）により他人を死に至らしめた者がいるか。いるならばその人数を明らかにされたい。

七 一〜六で明らかになった事実に鑑み、外務省の人事政策は社会通念上妥当であるか。

右質問する。